

令和9年度 宮古島市 公立幼稚園・認定こども園・ 認可保育施設 入所(園)申込案内

＜令和9年4月入所申込み受付＞

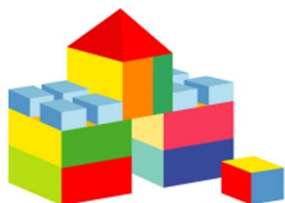
※新規入所・転園を希望する方のみ※

申込書類の配布・ 市ホームページ公開	令和8年10月1日（木）開始 こども未来課窓口で受取 または 市ホームページから印刷できます。
申込受付 ※期間厳守※	期間：令和8年11月2日（月）～11月20日（金） 申込方法 次のいずれかでお申し込みください。 ①こども未来課窓口 受付時間：9：00～16：00（12：00～13：00も可） 土日祝日は除く ②オンライン申請 受付時間：24時間、土日祝日も可 ※公立幼稚園・公立認定こども園（1号）の申込は不可※ ③郵送 ※転入予定であり、2・3号申込である方のみ可※
注意事項 必ずご確認ください	△ 申込書類は、不備や記入漏れがある場合、受付できません。提出前に十分ご確認ください。 △ 申込書類を記入の際は、文字が消えるペンや修正液（テープ）は使用しないでください。 △ <u>公立幼稚園・公立認定こども園（1号）の申込は、宮古島市在住であり住民票がある方のみが対象です。</u>転入予定の方は、転入後にお申し込みください。 △ オンライン申請でお申し込みの際、入力不備・書類添付不備等があった場合は、申込は無効となります。再度申込が必要となりますので、期間に余裕を持ってお申し込みください。（14・15ページ必読） △ 転園で申込した場合、現在在園している園は必ず3月末で退園となります。4月以降は今回申込した希望園で調整を行い、保留になる可能性があります。

☎お問い合わせ先 TEL 0980-72-3751（代表）

●保育園・こども園 ⇒ 宮古島市こども家庭局
こども未来課 保育こども園係

●公立幼稚園 ⇒ 宮古島市教育委員会
学校教育課 指導係



も く じ

- 令和9年度5月以降入所（園）申込日程表・・・・・・・・・・P1
- 令和9年度クラス年齢・・・・・・・・・・P1
- 保育園・幼稚園・認定こども園の基本的な違い・・・・・・・・P2
- 保育園・幼稚園・認定こども園の教育・保育の内容・・・・・・・・P3
- 利用施設選択フローチャート・・・・・・・・・・P4
- 幼稚園・認定こども園の概要・・・・・・・・・・P5
- 認可保育施設の概要・・・・・・・・・・P6
- 教育・保育給付認定証兼通知書について・・・・・・・・P7
- 保育の要件について・・・・・・・・・・P8
- 入園決定までの流れ（公立幼稚園、認定こども園1号）・・・・P9
- 入所（園）までの流れ（認可保育施設）・・・・・・・・P10～11
- 教育・保育給付認定申請及び利用申込に必要な書類について・・・・P12～13
- オンライン申請について・・・・・・・・・・P14～15
- 保育料について・・・・・・・・・・P16～19
- 公立幼稚園・認定こども園1号 一覧・・・・・・・・P20
- 認可保育施設一覧・・・・・・・・・・P21～22
- 支援の必要なお子さんについて、わくわく子育てブック Happy、
育児休業取得の方へ・・・・・・・・・・P23
- 認可外保育施設等一覧・・・・・・・・・・P24

◆令和9年度5月以降入所(園)申込日程表◆

入所希望日	申込受付期限
令和9年 5月1日	令和9年 4月1日(木)
令和9年 6月1日	令和9年 5月6日(木)
令和9年 7月1日	令和9年 6月1日(火)
令和9年 8月1日	令和9年 7月1日(木)
令和9年 9月1日	令和9年 8月2日(月)
令和9年 10月1日	令和9年 9月1日(水)
令和9年 11月1日	令和9年 10月1日(金)
令和9年 12月1日	令和9年 11月1日(月)
令和10年 1月1日	令和9年 12月1日(水) ※1月～3月の入所希望者の申込期限が変わります。ご注意ください。
令和10年 2月1日	
令和10年 3月1日	

※年度途中からの入所を希望する場合は、入所希望日の前月初日までに申込を行ってください。

(入所開始日は原則月初日です。)

※年度途中の転入予定での入所申込についてはお問い合わせください。

※入所審査は先着順ではありません。期日までに申込のあった申請者の方と入所が保留になっている申請者の方を取りまとめた上、選考基準に基づき、入所審査を行います。

※希望認可保育施設等の受入に余裕がない場合などは、申込されてもご希望に添えないことがあります。

※預かり保育は定員があるため、不承諾になる場合があります。保育の要件がある保護者は、保育施設もご確認ください。

令和9年度クラス年齢（令和9年4月1日の年齢が基準となっています。）

クラス	児童の生年月日
0歳児クラス	令和 8年4月2日 ～
1歳児クラス	令和 7年4月2日 ～ 令和 8年4月1日
2歳児クラス	令和 6年4月2日 ～ 令和 7年4月1日
3歳児クラス	令和 5年4月2日 ～ 令和 6年4月1日
4歳児クラス	令和 4年4月2日 ～ 令和 5年4月1日
5歳児クラス	令和 3年4月2日 ～ 令和 4年4月1日



保育所・幼稚園・認定こども園の基本的な違い



	保育所	幼稚園	認定こども園
目的	保育を必要とする乳児・幼児を日々保護者の下から通わせて保育を行うことを目的とする（児童福祉法より抜粋） 保育を必要とする子どもの保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とする児童福祉施設であり、入所する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進する。（保育所保育指針より抜粋）	義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする。（学校教育法より抜粋）	義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満三歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的とする。（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律より抜粋）
対象	0歳から就学前の乳幼児	満5歳から就学前の幼児（4歳児受け入れ園あり）	0歳から就学前の乳幼児
認定区分	*4月1日時点の満年齢 3歳児～5歳児・・・2号認定 0歳児～2歳児・・・3号認定	*4月1日時点の満年齢 1号認定のみ	*4月1日時点の満年齢 3歳児～5歳児・・・ 1号または2号認定 0歳児～2歳児・・・3号認定
認定要件	保護者の保育の要件が必要（就労、疾病など）	保護者の保育の要件は必要なし	1号認定 幼稚園と同じ 2・3号認定 保育所と同じ
利用開始	4月1日	4月9日 （4月8日まで学年始休業日）	1号認定 4月9日 2・3号認定 4月1日
土曜保育	あり	なし	1号認定 なし 2・3号認定 あり
利用時間	7:30～18:30	8:15～12:00	1号認定 8:15～13:00 2・3号認定 7:30～18:30
長期休業	なし	あり（夏休み、冬休みなど）	1号認定 あり（夏休み、冬休みなど） 2・3号認定 なし
給食	あり	なし	あり

保育所・幼稚園・認定こども園の教育・保育の内容

保育士や幼稚園教諭は、その教育・保育の内容について、保育所は保育所保育指針、幼稚園は幼稚園教育要領、認定こども園は認定こども園教育・保育要領に基づいて計画し実施しています。

☆例として、「言葉」という領域のねらいと内容を比較してみます。

○保育所

保育所保育指針

第2章：保育の内容

3歳以上児の保育に関するねらい及び内容

エ「言葉」

経験したことや考えたことなどを自分なりの言葉で表現し、相手の話す言葉を聞こうとする意欲や態度を育て、言葉に対する感覚や言葉で表現する力を養う。

(ア)ねらい

- ①自分の気持ちを言葉で表現する楽しさを味わう。
- ②人の言葉や話などをよく聞き、自分の経験したことや考えたことを話し、伝え合う喜びを味わう。
- ③日常生活に必要な言葉が分かるようになるとともに、絵本や物語などに親しみ、言葉に対する感覚を豊かにし、**保育士等**や友達と心を通わせる。

○幼稚園

幼稚園教育要領

第2章：ねらい及び内容

4「言葉」

経験したことや考えたことなどを自分なりの言葉で表現し、相手の話す言葉を聞こうとする意欲や態度を育て、言葉に対する感覚や言葉で表現する力を養う。

1 ねらい

- (1)自分の気持ちを言葉で表現する楽しさを味わう。
- (2)人の言葉や話などをよく聞き、自分の経験したことや考えたことを話し、伝え合う喜びを味わう。
- (3)日常生活に必要な言葉が分かるようになるとともに、絵本や物語などに親しみ、言葉に対する感覚を豊かにし、**先生**や友達と心を通わせる。

○認定こども園

認定こども園教育・保育要領

第2章：ねらい及び内容並びに配慮事項

満3歳以上の園児の教育及び保育に関するねらい及び内容

(4)「言葉」

経験した事や考えたことなどを自分なりの言葉で表現し、相手の話す言葉を聞こうとする意欲や態度を育て、言葉に対する感覚や言葉で表現する力を養う。

1 ねらい

- (1)自分の気持ちを言葉で表現する楽しさを味わう。
- (2)人の言葉や話などをよく聞き、自分の経験したことや考えたことを話し、伝え合う喜びを味わう。
- (3)日常生活に必要な言葉が分かるようになるとともに、絵本や物語などに親しみ、言葉に対する感覚を豊かにし、**保育教諭等**や友達と心を通わせる。

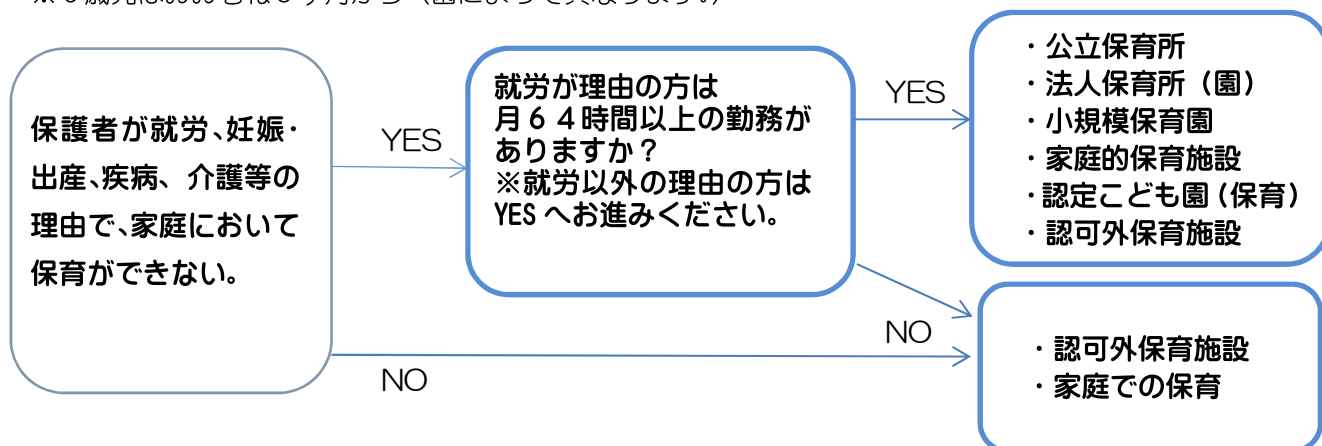


○宮古島市の保育施設は、4歳児クラスで卒園を迎える施設もあり、すべての子どもたちが入園した施設に、就学前（小学校入学前）まで、在籍することが難しい場合もあります。また、幼稚園は入園日がきめられており、保育所などのように4月1日から利用できるとは限りません。そのため、就業している保護者にとって、どうしたらいいのか悩むこともあると思います。そのときは5歳児クラスのある保育所・認定こども園を検討してみてはいかがでしょうか。

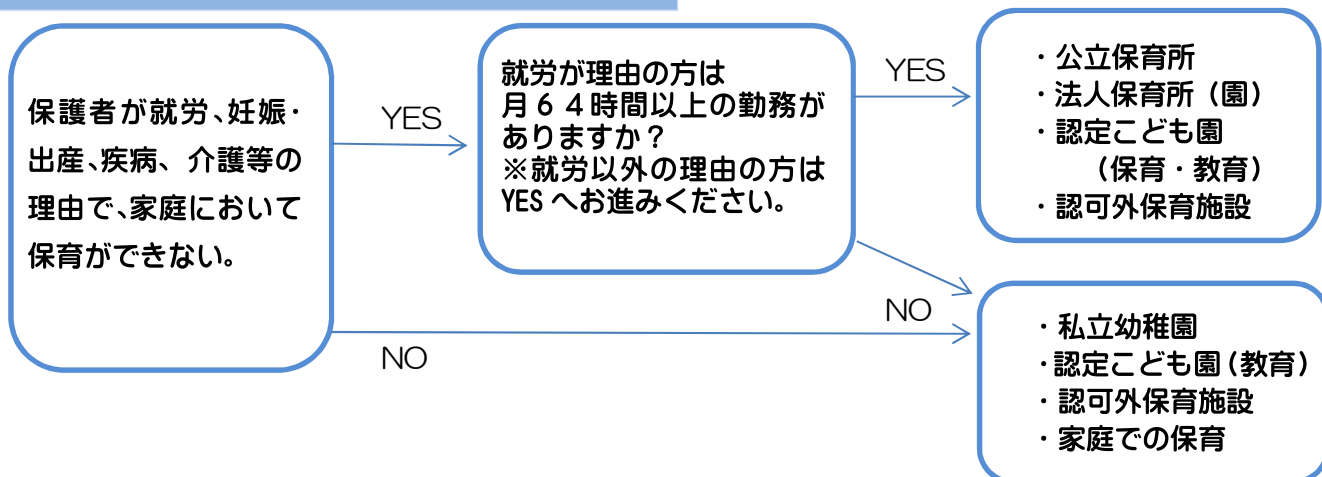
利用施設選択フローチャート

0～2歳児（令和9年4月1日時点での年齢）

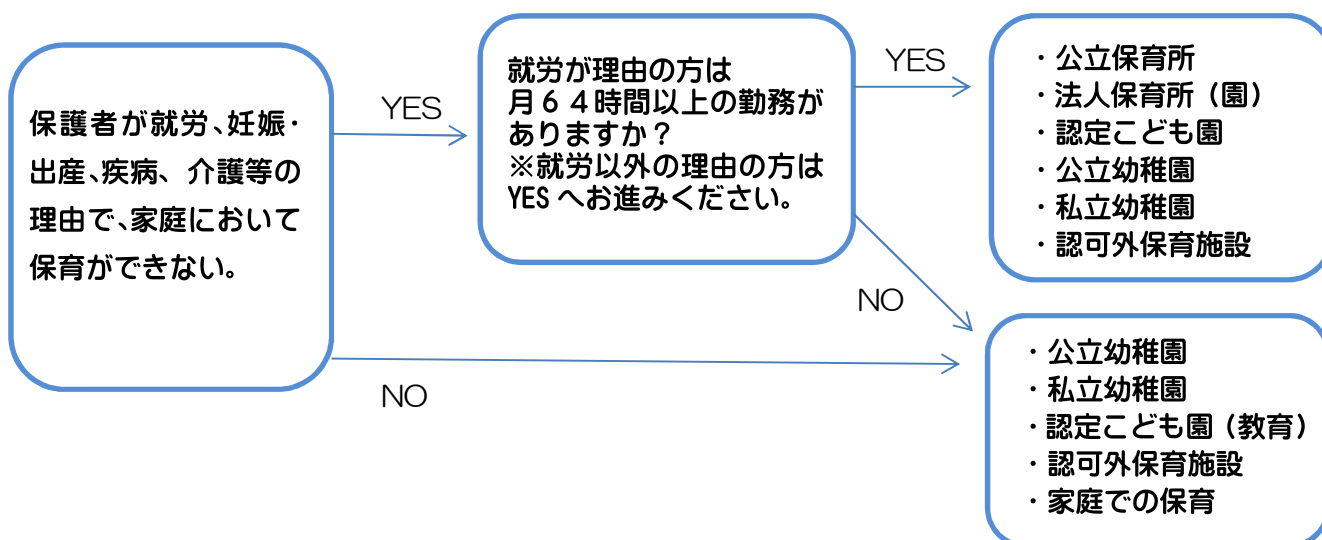
※0歳児はおおむね3ヶ月から（園によって異なります。）



3歳児（令和9年4月1日時点での年齢）



4～5歳児（令和9年4月1日時点での年齢）



※私立幼稚園、認可外保育施設の利用申込み等については、直接園にお問い合わせください。

幼稚園・認定こども園の概要

◆幼稚園について

小学校就学前の幼児を対象に教育を行う学校です。

私立は 3 歳児から 5 歳児クラス、公立は 5 歳児クラスの幼児を対象としています。（公立の一部の園では 4 歳児クラスの受入を実施しています。）校区はありません。

※宮古島市在住で住民票がある方が対象です。転入予定の方は、転入後に手続きを行ってください。

◆預かり保育について

公立幼稚園では、午前の教育課程に係る教育時間の終了後、教育課程外保育として午後の預かり保育を実施しています。利用には、保育施設入所と同じ要件が必須となります。預かり保育には定員が設けられており、希望したすべての方が利用できるわけではありません。また、申込み数や職員配置の状況により実施できない、もしくは別園での合同保育がおこなわれる場合があります。

利用者は各自で弁当を持参する必要があり、土日祝祭日や園長が休日と定めた場合は休園となります。

◆認定こども園について

幼稚園と保育所の機能や特徴をあわせ持った施設です。

宮古島市では公立の認定こども園が 3 園、私立の認定こども園が 5 園あります。認定こども園の利用には、教育のみを希望する場合（1 号認定）と、教育と保育を利用する場合（2・3 号認定）があります。

★私立幼稚園（みつば幼稚園）と、私立認定こども園（はなぞのこどもえん・クララこども園・いけむらこども園・心愛こども園・ひよどり認定こども園）の 1 号認定の申込先は各園となります。ご注意ください。

※1 号及び 2 号認定（3 歳児クラス～）については、幼児教育・保育の無償化制度により保育料が無料となります。

※私立認定こども園については園の特別カリキュラムに係る経費が加算される場合があります。金額等については園にお問い合わせください。

※1 号認定の児童で保育の要件のある保護者の場合は、新 2 号認定（預かり保育料無償化認定）を受けることができます。（公立こども園 1 号の預かり保育はありません）利用日数での計算となるため、自己負担が発生する場合があります。



認可保育施設の概要

◆認可保育施設について

保護者の就労や疾病の為、昼間、家庭において十分に保育をすることができない（保育を必要とする）児童を保護者に代わって保育することを目的とした児童福祉施設です。

※「子育てに手がかかるから」、「集団生活に慣れさせたいから」等の理由だけでは入所（園）できません。

なお、宮古島市内には、公立・私立の2種類があります。

◆小規模保育施設について

定員が少人数（6～19人）で満3歳未満の子どもを対象にした保育施設です。3歳児クラスからは希望する保育施設への申込が必要です。

保育士の配置数などの基準の違いでA型とB型に分類されます。

A型：保育従事者が全員保育士

B型：保育従事者の半数以上が保育士

◆家庭的保育施設について

定員が少人数（5人以下）で満3歳未満の子どもを対象にした施設です。3歳児クラスからは希望する保育施設への申込が必要です。

◆公私連携型保育施設について

公私連携型保育施設とは、市が事業経営者（社会福祉法人）と必要な設備の貸し付け等、協力に関わる基本的事項の協定を結び、運営を行う民設民営の保育施設です。

運営に関しては市の関与を明確にし、これまで維持してきた教育・保育の質を継続して提供していきます。

★現況届について

- ・宮古島市では保護者の保育の要件を確認するため、年に1回現況届を提出していただきます。これは、認可保育施設や公立幼稚園預かり保育を利用する上で必要な届出です。
- ・会社等に勤務されている方は、就労証明書、自営業・農業・漁業の方は、市指定の現況届用様式と収入実績のわかる書類の提出が必要です。
- ・期限までに提出がない場合は、施設の継続利用希望がないものと判断し実施解除になる場合があります。
- ・現況届の対象者には、利用施設から書類が配布されます。



教育・保育給付認定証兼通知書について



公立幼稚園・認定こども園・認可保育施設の利用を希望する方は認定の申請を行い、「保育の必要性の認定（教育・保育給付認定）」を受ける必要があります。

教育・保育給付認定は申請書類に基づき、児童の年齢や保育を必要とする事由に応じて市が行います。この認定を受けた方には市から「教育・保育給付認定通知書」が交付されます。

※認定書は、公立幼稚園・認定こども園・認可保育施設の利用（入所）を決定するものではありません。

◆支給認定区分

実施年齢	保育の必要性		支給認定区分	利用できる施設
3～5歳 (教育認定)	なし	幼稚園等の教育を希望する場合	1号認定	・幼稚園 ・認定こども園（教育利用）
3～5歳 (保育認定)	あり	「保育を必要とする事由」に該当し、保育を希望する場合	2号認定 (小学校就学前まで)	・公立保育所、法人保育所(園) ・認定こども園（保育利用）
0～2歳 (保育認定)	あり	「保育を必要とする事由」に該当し、保育を希望する場合	3号認定 (満3歳に達する前々日まで)	・公立保育所、法人保育所(園) ・認定こども園（保育利用） ・小規模保育施設 ・家庭的保育施設

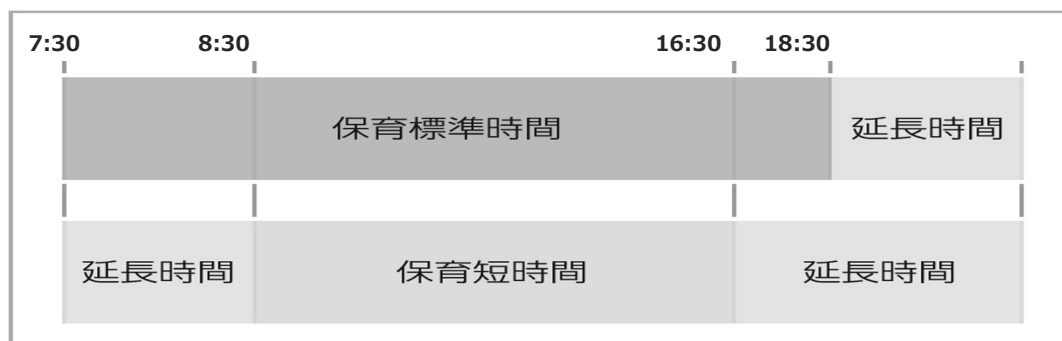
※3号から2号への変更（満3歳になる児童）については、提出する書類はありません。

◆保育の必要量に応じた利用区分

2号・3号の支給認定を受けた方は、保育を必要とする事由（保育の必要量）と保護者の状況により、「保育標準時間」と「保育短時間」の2種類に区分されます。

★「保育標準時間（最大11時間）」・・・月120時間以上の就労等に適用

★「保育短時間（最大8時間）」・・・・月64時間以上120時間未満の就労等に適用



※利用時間をこえた場合は延長保育となり、別途利用保育料が発生します。

※詳細は各認可保育施設にお問い合わせください。



保育の要件について

認可保育施設入所と預かり保育利用には、共通で下記の保育の要件が必要になります。

対象となる児童は、宮古島市に住所を有し保護者（１８歳以上６４歳までの同居者を含む）が次のいずれかの要件にある０歳（おおむね生後３ヶ月）～５歳までの集団保育が可能な児童です。すべての児童が無条件で入所（園）できるわけではありませんので、保育の要件を十分確認されたうえでお申し込みください。

No.	保育の要件	保護者の状況	保育実施期間	保育必要量
1	就労	ひと月において月６４時間以上就労していること。	就労期間中	標準時間 （月１２０時間以上就労） 短時間 （月１２０時間未満就労）
2	妊娠・出産	妊娠中、または出産後の休養が必要であること。	産前３ヶ月 産後６ヶ月	標準時間 産後は求職活動 90 日間を含む
3	疾病・障がい等	保護者が病気やケガ、または心身に障がいがある。	保護者の療養期間中	申請内容により判断
4	介護・看護等	親族を介護、または看護している。	親族の療養期間中	申請内容により判断
5	災害復旧等	災害の復旧にあたっている。 （震災・火災・風水害等）	災害復旧に要する期間	標準時間
6	求職活動 （起業準備を含む）	求職活動（起業の準備等を含む）を継続的にこなしていること。	90日間	短時間
7	就学	大学や職業訓練校・専門学校等に通っており、ひと月において月６４時間以上就学していること。	就学期間中	申請内容により判断 職業訓練期間に求職活動 90日間を含む
8	虐待・DV	虐待やDV（家庭内暴力）のおそれがある。	必要な期間	標準時間
9	その他	市長が必要と認めるとき。	必要な期間	申請内容により判断

※上記の要件に該当しない場合や要件に該当しているが定員に余裕がない場合は利用できません。

※下記のような理由だけでは入所（園）することはできません。

・子育てに手がかかるから ・集団生活に慣れさせたいから など

※一度認定されても上記の要件が変更となった場合は、変更申請が必要となります。

育児休業について

保育の要件	保護者の状況	保育実施期間	保育必要量
育児休業 （※注１）	育児休業取得時に、既に認可保育施設を利用している児童がいて、継続利用が必要であると認められること。	育児休業対象児童が１歳 ６ヶ月になる月の末日まで	短時間

※注１ 新規申込に育児休業要件は該当しません。育児休業対象児童の入所が決定した場合は、入所後１ヶ月以内に復職することが条件となります。

※公立幼稚園の預かり保育を利用している児童で、年度途中で育児休業の要件が該当になった場合、引き続き預かり保育の利用が可能となる場合があります。定員に余裕がある場合、園との調整をおこないます。

公立幼稚園・認定こども園（1号認定） 入園決定までの流れ

教育・保育給付認定申請・利用申込書等の提出

令和8年11月2日（月）～令和8年11月20日（金）

※受付期間内にお申し込み下さい。期間以降の申込は欠員補充（空き待ち）の対象となります。

1月上旬郵送予定

教育・保育給付認定通知書の交付

※この認定通知書は、預かり保育の承諾をお知らせするものではありません。

教育部分(1号)のみ
申請者

預かり保育申請者

預かり保育利用調整(公立幼稚園のみ)

- 提出された書類の審査（就労状況確認等）。
- 預かり保育の定員状況などにより、市が利用調整をします。

1月下旬郵送予定

入園内定

「入所（園）内定通知書」及び入園説明会・面接の日程を保護者に通知します。

預かり保育不承諾決定

「預かり保育利用不承諾通知書」を保護者に通知します。
※教育部分（1号）のみの利用となります

預かり保育承諾決定

「預かり保育利用承諾書」、「施設等利用給付認定通知書」を保護者に通知します。

1号

新2号

各園で入園説明会・面接



認可保育施設（２・３号認定）入所決定までの流れ

教育・保育給付認定申請・利用申込書等の提出

令和８年１１月２日（月）～ 令和８年１１月２０日（金）

※受付期間内にお申し込みください。

※期間以降の申込は、欠員補充（空き待ち）の対象となります。

1月上旬郵送予定

教育・保育給付認定通知書の交付

※この認定通知書は入所の決定をお知らせするものではありません。

※認定の事由に該当しない場合は却下となることがあります。

利 用 調 整

- ・ 提出された書類の審査（就労状況確認等）。
- ・ 申請者の希望、認可保育施設の状況などにより、市が利用調整をします。

入所内定

「入所（園）内定通知書」を
保護者に通知します。

1月下旬郵送予定

入所保留

「保育所（園）入所保留通知書」と
「利用調整後の空き状況」を保護者に
通知します。

※保留となった場合、申込書の有効期限内は
引き続き毎月利用調整をおこないますが、
保留通知書が送付されるのは**最初の1回のみ**と
なります。

※「利用調整後の空き状況」は市ホームページ内
でも確認することができます。

各認可保育施設で面接

入所内定した各認可保育施設で面
接を行います。日程等については、
各認可保育施設より連絡します。

入所承諾及び利用料決定

面接後に、入所承諾決定に係る通知の
発送をします。（3月中旬）



◆出生前の申込について

令和9年1月1日までに出産予定の場合、出生前の仮申込みを受け付けます。

(※『ひよどり認定こども園』のみを入所希望の方は
令和9年2月1日までに出産予定で仮申込み可。)

※仮申込みをされていても、下記②による本申請がされない場合
入所辞退の扱いとなりますので、ご注意ください。



申込みの流れ

1. 申込み期間中に、書類を揃えた上で仮申込み

姓のみ記入し、性別・生年月日は空欄にして、申込みをお願いします。
就労証明書等必要書類もあわせて提出してください。

※出生前仮申込みの場合は、出産予定日が令和9年1月1日以前であることを確認できる妊娠証明書のコピーを添付してください。

(書類審査は、出生前のお子さんも含めて審査を行います。)

※ひよどり認定こども園のみの希望者は令和9年2月1日以前

②令和9年1月1日までに出生

令和9年1月15日(金)までに、本申請(名前、性別、生年月日の追記)を行ってください。

親子(母子)健康手帳の『出生届出済証明書』(市長印押印あり)と、『出産時の状態』のページの写しをご提出ください。

※ひよどり認定こども園のみの希望者は
令和9年2月1日までに出生、令和9年2月15日までに本申請

②令和9年1月2日以降に出生

4月入所ではなく、5月以降の入所調整対象となります。入所を希望する月の申込締め切り日まで
に再度、申込をおこなってください。

(出生前に提出した仮申込書が必要な場合は
令和9年1月15日までであれば、返却することができます。
こども未来課まで受け取りをお願いします。)

※ひよどり認定こども園のみの希望者は
令和9年2月2日以降に出生の場合、5月以降の入所調整対象。
令和9年2月15日までであれば仮申込書の返却が可能。

③教育・保育給付認定

本申請後、1月中旬頃に認定または却下の
通知を発送予定です。

※ひよどり認定こども園のみの希望者は2月中旬以降

③5月以降の入所調整をおこないます

認可保育施設の定員、優先順位等を基に選考することになりますので、必ずしも入所できるとは限りません。

④ 入所内定もしくは保留決定

1月下旬頃、入所決定または入所保留の通知
を発送予定です。

※ひよどり認定こども園のみの希望者は2月中旬以降



教育・保育給付認定申請及び利用申込みに必要な書類について



- ・提出する書類の有効期限は、証明日(記入日)から3ヶ月以内となります。
- ・2人以上の児童の申込みをされる場合は、申込人数分(部数)の書類提出が必要です。
- ・きょうだい同時に申し込む場合は、提出書類は1部を原本、他はコピーで対応できる書類もあります。

●公立幼稚園・公立認定こども園(1号認定)

(1) 申込をする すべての方が必要な書類

☆宮古島市立幼稚園・公立認定こども園(1号認定)入園申込書類確認表

☆教育・保育給付認定申請書兼利用申込書

※児童1人につき1枚記入してください

(2) 以下に該当する世帯で提出する必要がある書類

(マイナンバーの申出により下記資料の提出が省略できる場合があります。ご相談ください。)

- ①ひとり親世帯・・・・・・・・児童扶養手当を受給していない場合は、母子・父子で生活していることの申立書を提出してください。
- ②障がい者のいる世帯・・・・・・・・障害手帳・療育手帳の写し、特別児童扶養手当受給者証等の写し、障害年金の受給が確認できる書類
- ③生活保護世帯・・・・・・・・生活保護受給証明書(宮古島市福祉事務所発行)
- ④食物アレルギーがある児童・・・アレルギー疾患生活管理指導表(医師記載)
(こども園のみ)

(3) 預かり保育を利用希望する方が必要な書類

☆預かり保育利用申込書

☆子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書

☆保護者(父・母・その他同居人)の状況を証明するもの(P13の表をご覧ください)

※同一建物に住居している18歳以上64歳以下の同居人(親族以外も含む)についても児童を保育できない状況の証明書類(P13の提出書類参照)が必要です。

●認可保育施設・併願(2・3号認定)

※併願とは、公立幼稚園と保育施設を併せて申し込むことをいいます

(1) 申込みをする すべての方が必要な書類

☆教育・保育給付認定申請書兼利用申込書

※児童1人につき1枚記入してください

☆保護者(父・母・その他同居人)の状況を証明するもの(P13の表をご覧ください)

※同一建物に住居している18歳以上64歳以下の同居人(親族以外も含む)についても児童を保育できない状況の証明書類(P13の提出書類参照)が必要です。

☆児童の健康診断書

☆同意書・重要事項確認表

(2) 以下に該当する世帯で提出する必要がある書類

(マイナンバーの申出により下記資料の提出が省略できる場合があります。ご相談ください。)

- ①ひとり親世帯・・・・・・・・児童扶養手当を受給していない場合は、母子・父子で生活していることの申立書を提出して下さい。
- ②障がい者のいる世帯・・・・・・・・障害手帳・療育手帳の写し、特別児童扶養手当受給者証等の写し、障害年金の受給が確認できる書類
- ③生活保護世帯・・・・・・・・生活保護受給証明書(宮古島市福祉事務所発行)
- ④食物アレルギーがある児童・・・アレルギー疾患生活管理指導表(医師記載)

提出書類

※提出書類は、各世帯の状況で変わりますので、下記の表でご確認ください。



保護者の状況	提出書類	提出書類の詳細
①勤務または採用予定の方	就労証明書	★市指定の様式（裏面の就労状況自己申告欄必須） ★法人の代表者は会社登記簿の写しを添付。
②自営業をしている及び協力者である方		★市指定の様式（裏面の就労状況自己申告欄及びタイムスケジュール必須） ★※税務署の受付印が押された個人事業の開廃業等届出書（控え）の写しまたは営業許可証の写しを添付。 ※税務署の受付印廃止により、令和7年1月1日以降に開廃業等届出書を提出した方のみ、税務署の受付印なしでも可。
③農業経営者及び協力者である方		★市指定の様式（裏面の就労状況自己申告欄及びタイムスケジュール必須） ★農業従事者証明書（農業委員会より発行）を添付。 農業従事者証明書の発行が出来ない場合は、民生委員の証明が必要。
④産前・産後である方	妊娠証明書・出生証明書	★妊娠の場合 産科医の発行する妊娠証明書の写し ★出産後の場合 出生届出済証明 （親子（母子）健康手帳の市長印が押印されたページの写し）
⑤保護者自身が病気である方	診断書（保護者用）	★市指定の様式
⑥保護者が看護・介護にあっている方	看護・介護証明書	
⑦求職活動中の方（起業準備を含む）	求職活動申立書	★市指定の様式 求職活動の状況はできるだけ詳しく記入してください。
⑧就学中の方	就学申立書	★市指定の様式 ★在学証明書と授業日数・時間等が確認できる書類の添付 ★職業訓練等は登録証など就学が確認できる書類の添付
⑨育児休業中の方	就労証明書	★市指定の様式 ★育児休業復帰予定の場合も、就労証明書でその旨の証明が必要。
⑩虐待・DV等 災害復旧にあっている方	各種証明書	★行政機関で該当の内容について証明された書類

オンライン申請について（マイナンバーカードをお持ちの方）

窓口での手続きは混み合う場合があるため、ご自宅から24時間いつでも手続き可能なオンライン申請をぜひご利用ください。



申請に必要なもの

1. 申請者（保護者）のマイナンバーカード

※申請時に ①マイナンバーカードの暗証番号 ②電子証明書署名用の暗証番号 の入力必須。

2. 「スマートフォン（マイナポータルアプリインストール済み）」

3. 添付書類 ※裏面もある書類は、裏面の画像添付も忘れずに※

- ・認可保育施設入所申込書類確認表
- ・保育の要件書類（例：就労証明書 など）
- ・健康診断書（児童用）

※アレルギーがある場合は、「アレルギー疾患生活指導管理表」も必要です。

- ・同意書兼重要事項確認表
- ・その他 世帯の状況や児童の状態によって必要な書類（例：生活保護受給証明書 など）

3. 添付書類について

宮古島市ホームページより申込書類一式をダウンロードすることができます。

宮古島市ホーム → 暮らしの情報 → 子育て → 子育て中の方『子育て』

→ 保育関連『令和9年度宮古島市認可保育施設・認可こども園（2・3号）入所申込案内』



申請の流れ

マイナポータルを開く → 「🔍 さがす」

→ 「自治体を設定」で【都道府県名：沖縄県】、【市町村名：宮古島市】に設定

→ キーワード欄に「保育」を入力し検索

→ 「教育・保育給付認定申請兼申込（認可保育施設入所申込）」を選択して申請開始
（申請完了までの所要時間目安 15 分程度）

→ 申請後、受付完了のメール「電子申請受付のご連絡」が届く

→ 受付完了のメールから **1週間以内** に **申請内容確認後【完了 or 却下】メール**が届く

申請内容確認後【完了 or 却下】メールについて

『完了』のメール → そのまま入所調整に進みます。調整結果通知（郵送）をお待ちください。

『却下』のメール → 入力不備・書類不備などがあるため、申請は無効となります。

却下理由を確認して**再度申請**してください。

**※申請内容確認後【完了 or 却下】メールが届かない場合は、
こども未来課までご連絡ください。**

オンライン申請前に必ずお読みください

△ 申請後、内容確認のため 添付書類（認可保育施設入所申込書類確認表、保育の要件書類（就労証明書等）、健康診断書（児童用）、同意書兼重要事項確認表、その他 世帯の状況や児童の状態によって必要な書類）の原本提出を求める場合があります。申請後も添付書類は大切に保管してください。

△ きょうだいで同時に申請する場合は、児童の人数分申請が必要です。

△ 次に該当する児童はオンライン申請の**対象外**です。

- ・ 宮古島市以外の保育施設の入所を希望する
- ・ 令和9年4月1日時点、宮古島市民ではない
- ・ 公立幼稚園・公立こども園（1号）のみの利用を希望する（2号との併願をしない）
- ・ 私立認定こども園（1号）、事業所内保育事業（従業員枠）の利用を希望する

△ ブラウザの「戻るボタン」は使用しないでください。

申請情報セキュリティを守るため、ブラウザの戻るボタンを押すとすべてのデータが消える設定になっています。前画面に戻る場合は、**必ず申請サービス画面内の「戻る」ボタン**を押してください。

△ ブラウザの設定で「プライベートブラウズモード」、「シークレットモード」等を設定している場合、不具合が生じる可能性があります。設定を解除してから申請をしてください。

△ 複数回申請があった場合は、最新の申請内容を有効とします。以前の申請は取り下げたものとみなします。

保育料について

◆保育料の決定について

保育料は、保護者の市民税課税額（所得割）により、「利用者負担額徴収基準額表」に基づいて算定されます。

※但し、同居の祖父母等が生計の中心者の場合、又は保護者の収入が生活保護基準以下の場合は同居する祖父母等の市民税額も含め保育料を算定します。

※保育料を決定する市民税課税額（所得割）は、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄付金税額控除などの適用を受ける前の金額となります。

※市民税課税額（所得割）が確認できない世帯（未申告等）は、第8階層の保育料で算定することとなり、多子世帯の軽減措置等の適用ができません。ご注意ください。

※扶養に入っている方でも所得の申告は必ずおこなってください。

◆保育料を決定するための税資料の提出が必要な方

※海外に住んでいた方は、1年間の収入等が確認できる書類を提出してください。外国語で記載されている証明書類については和訳をし、提出してください。

※マイナンバー（個人番号）の申し出をしていただいても、必要に応じて令和8年度及び令和9年度の所得課税額証明書（市・県民税の決定通知書でも可）の提出が必要となる場合があります。

◆保育料の切り替え時期

市民税の賦課決定が6月になっていることから、毎年4～8月は前年度の市民税課税額（所得割）、9～3月は当年度の市民税課税額（所得割）に基づいて保育料が決定されます。

※毎年 9 月が保育料の切り替え時期となります。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和8年度の市民税課税額に基づく保育料 (令和7年1月～12月の収入・所得)					令和9年度の市民税課税額に基づく保育料 (令和8年1月～12月の収入・所得)						

◆保育料の納付について

保育料は、毎月10日期限で納付書または口座振替で納付していただきます。口座振替を希望される場合は、振替依頼書に必要事項をご記入の上、金融機関窓口でお申込みをお願いいたします。

口座振替を希望されない方は、毎月入所施設を通して納付書をお渡しします。最寄りの金融機関窓口、コンビニエンスストア、スマートフォン決済アプリ、eLTAX（地方税お支払いサイト）のいずれかで納付をお願いいたします。

ただし、私立認定こども園・小規模保育施設・家庭的保育施設については、利用する施設（園）が直接徴収することになりますので、納付方法等については園にお問い合わせください。

※口座振替ができる金融機関：琉球銀行、沖縄銀行、沖縄海邦銀行、沖縄県農業協同組合、沖縄県労働金庫

※スマートフォン決済アプリ：PayPay、J-Coin、auPAY、d払い、楽天ペイ、AEON Pay、Pay B

※口座振替依頼書は、こども未来課窓口でお受け取りください。

※納付期限内の納付にご協力をお願いします。

宮古島市利用者負担額徴収基準額表

保育料は、各施設の運営に必要な費用の一部を保護者の皆さまに負担していただく負担金です。保育料額は保護者の市民税課税額により決定されます。また利用する児童数や世帯の所得により軽減措置が適用されます。

詳細については、通知書にてお知らせします。

【2号認定及び3号認定】

階 層 区 分	世帯定義及び 市民税額		標準時間				短時間			
			3 歳児 ～5 歳 児クラ ス	0 歳児～2 歳児クラス			3 歳児 ～5 歳 児クラ ス	0 歳児～2 歳児クラス		
				1 人目	2 人目	3 人目 以降		1 人目	2 人目	3 人目 以降
1	生活保護世帯等		0	0	0	0	0	0	0	0
2	市民税非課税世帯		0	0	0	0	0	0	0	0
3	48,600 円未満	ひとり親等	0	6,650	0	0	0	6,500	0	0
		上記以外	0	14,300	7,150	0	0	14,000	7,000	0
4	77,101 円未満	ひとり親等	0	9,000	0	0	0	9,000	0	0
	97,000 円未満	ひとり親等	0	19,200	9,600	0	0	18,800	9,400	0
		上記以外	0	24,200	12,100	0	0	23,700	11,850	0
5	169,000 円未満	ひとり親等	0	30,100	15,050	0	0	29,500	14,750	0
		上記以外	0	35,100	17,550	0	0	34,500	17,250	0
6	301,000 円未満		0	37,500	18,750	0	0	36,800	18,400	0
7	397,000 円未満		0	40,500	20,250	0	0	39,800	19,900	0
8	397,000 円以上		0	43,500	21,750	0	0	42,700	21,350	0

＊第 1 階層には、里親世帯を含む

＊ひとり親等・・・母子世帯、父子世帯、障がい者（児）世帯

＊3 歳児～5 歳児クラスについては、幼児教育・保育の無償化により保育料は無料

副食費免除対象一覧

令和元年 10 月より開始された「幼児教育・保育の無償化」の制度により 3 歳児から 5 歳児クラスに在籍する児童の保育料が無償となりましたが、これまで保育料に含まれていた副食費について、原則保護者負担となりました。この副食費は、年収 360 万円未満相当世帯の認定を受けている子ども及び、所得階層にかかわらず認定を受けている 3 人目以降の子どもについて保護者負担が免除されることとなりました。（上限額 4,800 円/月までは年収、所得階層にかかわらず市が補助をおこなっています。）

【1 号認定児童】

階層	世帯定義及び市民税額		3 歳児～5 歳児クラス			
			1 人目	2 人目	3 人目以降	
1	生活保護世帯等		免除	免除	免除	
2	市民税非課税世帯	ひとり親等	免除	免除	免除	
		上記以外	免除	免除	免除	
3	77,100 円以下	ひとり親等	免除	免除	免除	
		上記以外	(57,700 円未満)	免除	免除	免除
			(57,700 円以上)			免除
4	211,200 円以下				免除	
5	211,201 円以上				免除	

【2 号認定児童】

階層	世帯定義及び市民税額		3 歳児～5 歳児クラス		
			1 人目	2 人目	3 人目以降
1	生活保護世帯等		免除	免除	免除
2	市民税非課税世帯		免除	免除	免除
3	48,600 円未満	免除	免除	免除	免除
		免除	免除	免除	免除
4	77,101 円未満	免除	免除	免除	免除
	97,000 円未満	ひとり親等			免除
		上記以外	57,700 円未満	免除	免除
			57,700 円以上		免除
5	169,000 円未満	ひとり親等			免除
		上記以外			免除
6	301,000 円未満				免除
7	397,000 円未満				免除
8	397,000 円以上				免除

◆保育料の軽減措置について

○多子世帯保育料軽減措置

同じ世帯の2人以上のお子さんが、市内の認可保育施設・公立幼稚園等を利用している場合は、認可保育施設に在園している2人目のお子さんの保育料は半額、3人目以降のお子さんは無料となります。

○幼児教育の段階的無償化

年収約360万円未満相当の世帯については、第何子かを決定する際に算定対象となる子どもの年齢制限が撤廃され、第2子を半額、第3子以降は無償となります。また、年収360万円未満相当のひとり親世帯・障がい世帯等の場合は、第2子以降は無償となります。

※年収360万円未満相当の世帯とは・・・市民税課税額（所得割合算）が57,700円未満の世帯
ひとり親世帯等においては77,101円未満の世帯

○幼児教育・保育の無償化

令和元年10月より、幼児教育、保育の無償化が始まりました。保育所等については、3歳児クラス以上の児童と0歳児から2歳児クラスまでの非課税世帯の児童を対象に保育料が無料となりましたが、3歳児から5歳児クラスまでの給食にかかる費用（副食費）は別途各認可保育施設より実費徴収されることとなりました。原則、この費用については、各園で設定されますが、宮古島市は令和2年4月より小中学校の給食費の無償化に合わせ公立保育所及び公立認定こども園の副食費も無料となりました。法人の保育施設についても上限額 4,800 円/月までは年収、所得階層にかかわらず市が補助をおこなっています。上限額以上の費用詳細については各園にお問い合わせください。

○宮古島市単独の多子軽減措置事業

同じ世帯に中学生以下の子が4人以上いる場合は認可保育園等に通っているお子さんの保育料が無料となります。

※軽減措置を受けるためには申請が必要となります。

※申請された翌月の保育料から減免の対象となります。遡っての適用はできません。

※市民税課税額（所得割）が確認できない世帯（未申告等）は、第8階層の保育料で算定することとなり、多子世帯の軽減措置等の適用ができません。ご注意ください。

※扶養に入っている方でも所得の申告は必ずおこなってください。

★認可外保育施設の保育料について★

令和6年10月より、認可外保育施設（P22 参照）は、認可外保育施設指導監督基準を満たした施設のみ、無償化対象施設としてのサービスの利用ができます。

ご利用(予定)の施設が認可外保育施設指導監督基準を満たしているかの確認は、各施設、または子育て支援課へお問い合わせください。TEL ☎0980-72-3751（代表）

※無償化対象となる児童…認可保育施設や幼稚園等を利用していない、

保育の必要性が認定されている3～5歳児クラスの児童
（0～2歳児クラスは非課税世帯のみ該当）



◆公立 幼稚園・認定こども園 一覧

	施設名	電話番号	受入年齢	備考
公立幼稚園	平一幼稚園	0980-72-3884	5 歳児	
	北幼稚園	72-4261	5 歳児	
	南幼稚園	73-1545	5 歳児	
	東幼稚園	73-2146	5 歳児	
	久松幼稚園	72-8891	5 歳児	
	鏡原幼稚園	72-0196	4 歳児～5 歳児	
	西城幼稚園	77-4502	4 歳児～5 歳児	
公立認定こども園 (1号)	下地こども園	76-6849	3 歳児～5 歳児	※公立こども園（1 号）は、午後の預かり保育は実施していません
	上野こども園	74-7201	3 歳児～5 歳児	
	伊良部こども園	78-3554	3 歳児～5 歳児	

⚠️ 必ずお読みください ⚠️

※幼稚園は、申込状況によって休園になる場合があります。

※幼稚園預かり保育について、申込状況や職員数によっては、入園した園とは別園で実施する場合があります。

※支援の必要な児童の保育については、審査会で検討された児童の状況に応じて、入所調整をおこないます。
審査会については P23 をご覧ください。



公立幼稚園についてのお問い合わせは

学校教育課 指導係 ☎ 0980-72-3751（代表）まで

※定員等は変更になる場合があります。

※受入年齢(令和9年4月1日現在)は園によって異なります。

※全園一律開所時間は 月～土 7:30～18:30 となります。

◆公立保育所・法人保育所（園） 一覧

施設名		電話番号	定員	受入年齢	住所	延長保育	備考
公立	東保育所	0980-72-2089	105	生後3ヶ月～5歳児	平良字東仲宗根 677-8	○	病後児保育あり
	西城保育所	77-4712	60	生後3ヶ月～5歳児	城辺字西里添 1037	○	一時預かり事業実施
	佐良浜保育所	78-4564	50	生後3ヶ月～5歳児	伊良部字前里添 437-3	○	
法人	花園保育所	0980-72-3704	40	生後6ヶ月～5歳児	平良字西里 4		
	みつば保育園	72-4515	48	生後3ヶ月～4歳児	平良字下里 150-2		
	聖ヤコブ保育園	72-7723	30	生後3ヶ月～5歳児	平良字下里 608		
	あけぼの保育園	72-9173	93	生後4ヶ月～5歳児	平良字久貝 910-7	○	
	竹の子保育園	73-2621	70	生後3ヶ月～5歳児	平良字下里 215-4	○	
	カンガルー保育園	75-4154	90	生後3ヶ月～5歳児	平良字西里 777		
	ふたば保育園	72-0770	80	生後3ヶ月～5歳児	平良字東仲宗根 550-2	○	
	ひばり保育園	73-3399	45	生後6ヶ月～4歳児	平良字下里 1082-4	○	
	あさひっ子保育園	73-6123	70	生後3ヶ月～5歳児	平良字東仲宗根 762		
	おおぞら南保育園	72-2564	60	生後3ヶ月～5歳児	平良字下里 1356-6	○	
	いけむら保育園	72-7222	78	生後4ヶ月～5歳児	平良字西里 835	○	
	光の園保育園	72-6680	50	生後3ヶ月～5歳児	平良字東仲宗根 97-2	○	
	みく保育園	73-0808	60	生後6ヶ月～5歳児	平良字東仲宗根 670 番地	○	
	福寿保育園	72-6308	60	1歳児～5歳児	平良字久貝 905-3	○	受入は1歳児クラスから
	ていだの子保育園	79-5180	70	生後5ヶ月～5歳児	平良字下里 905-1	○	
	キッズハウスたんぽぽ保育園	79-0533	50	生後6ヶ月～5歳児	平良字西里 689-7	○	
	北保育園	72-2595	54	生後3ヶ月～5歳児	平良字西仲宗根 611-1		公私連携型保育施設
	キッズたいよう保育園	72-4884	70	生後3ヶ月～5歳児	平良字下里 1020-5	○	公私連携型保育施設
	福里保育園	77-4500	25	生後4ヶ月～5歳児	城辺字福里 377-5	○	公私連携型保育施設
	はっぴい保育園	72-8329	60	生後5ヶ月～5歳児	平良字西里 1046-1	○	

◆認定こども園・小規模保育施設・家庭的保育施設 一覧

	施設名	電話番号	定員	受入年齢	住所	延長 保 育	備考
認定こども園	下地こども園（公立）	0980-76-6849	90	生後3ヶ月～5歳児	下地字洲鎌 309-4	○	定員は1号も含む
	上野こども園（公立）	74-7201	120	生後3ヶ月～5歳児	上野字新里 506	○	定員は1号も含む
	伊良部こども園（公立）	78-3554	95	生後3ヶ月～5歳児	伊良部字長浜 1394	○	定員は1号も含む
	はなそのこどもえん（私立）	73-4982	79	1歳児～5歳児	平良字東仲宗根 617-6	○	定員は1号も含む ※受入は1歳児クラスから
	クラウこども園（私立）	79-7128	60	生後6ヶ月～5歳児	平良字西里 2024-1	○	定員は1号も含む
	いけむらこども園（私立）	77-2226	71	生後3ヶ月～5歳児	城辺字砂川 599-5	○	定員は1号も含む
	心愛こども園（私立）	73-4136	105	生後3ヶ月～5歳児	平良字西里 1087-1	○	定員は1号も含む
	ひよどり認定こども園（私立）	72-7328	65	生後2ヶ月～5歳児	平良字西原 1187	○	定員は1号も含む ※延長保育は開園中の 7:30～18:30の 時間内のみ
小規模保育施設	入江保育園（A型）	0980-76-3669	19	生後3ヶ月～2歳児	下地字嘉手苅 311-2	○	連携施設あり (下地こども園、上野こども園)
	ちゅうりっぷ保育園（A型）	73-2296	19	生後3ヶ月～2歳児	平良字東仲宗根 885	○	R8年度より休園中
	ゆめの子保育園（A型）	73-6220	19	生後3ヶ月～2歳児	平良字下里 1175-8	○	
	めぐみ保育園（A型）	73-7339	18	生後3ヶ月～2歳児	平良字西里 1424-2 2F		連携施設あり (クラウこども園)
	保 育 ル ーム 下 里（A型）	79-5525	19	生後6ヶ月～2歳児	平良字下里 751-1		
	と っ と こ 保 育 園（A型）	73-1876	19	生後3ヶ月～2歳児	平良字西里 976-4	○	連携施設あり (みつば幼稚園、みつば保育園、光の園保育園)
	ぽっぽ保育園（A型）	79-7615	19	生後3ヶ月～2歳児	平良字下里 1356 番地 7	○	連携施設あり (おおぞら南保育園)
家庭的保育施設	ひまわり家庭保育ルーム	0980-76-3478	5	生後3ヶ月～2歳児	下地字川満 138 番地	○	連携施設あり (下地こども園、福寿保育園)
	家庭的保育ルーム くくる	72-7339	5	生後3ヶ月～2歳児	平良字久貝 851-22	○	連携施設あり (あけぼの保育園)
	COSMIC保育園	72-3552	5	生後3ヶ月～2歳児	平良字下里 2029-1	○	連携施設あり (ひばり保育園)

★支援の必要な児童の保育については、審査会で検討された児童の状況に応じて入所調整を行います。審査会についてはP23をご覧ください。

★延長保育について・・・保護者の勤務時間や残業などやむを得ない事情により、保護者からの申出により保育時間を超えて保育を行います。

★一時預かり事業について・・・在園児以外で保護者の疾病・入院等、又は育児疲れの解消等私的理由等により一時的に保育を必要とする児童の保育を保育所で一時的に行います。（一時預かりを行っている施設でも状況により利用できない場合があります。）



支援の必要なお子さんについて

宮古島市では、心身に心配事・困り感があるお子さんに対して、学識経験者（医師や発達支援の専門職など）の委員の意見を伺いながら、①集団保育が適当であるか、②どのような支援が必要か、などについて検討する『審査会』を1年に1回開催しています。

審査会の結果を基に、支援員の先生を配置するなど様々な保育上の配慮をしながら、お子さんのより良い発達を促せる環境を整えることを目的としております。

「言葉の面がゆっくり」、「偏食や日常生活にこだわりがある」、「集中力が続かない、座ってられない」等のこころの面や、「病気により運動制限がある」、「歩行が不安定」などの身体的な面に支援が必要など、対象となるお子さんの状況は多種多様です。

お子さんの発達状況や個性を踏まえ、健やかな育ちを支える保育を行うためにも、気になることがありましたらぜひこども未来課までご相談の上、審査会への参加をご検討ください。



わくわく子育てブック Happy(令和8年7月改訂版)

宮古島市では、福祉・医療・保健・子育て・教育などの子育て情報に関する支援制度や各種相談窓口など、子育てに役立つ情報を『わくわく子育てブック Happy』に掲載しています。入所申込の際にお役立てください。

宮古島市ホームページ→くらしの情報→子育て
→子育て中の方『子育て』
→子育て情報ブック「わくわく子育てブック Happy」



育児休業取得の方へ【△該当する方は、必ずご確認ください△】

令和7年4月より、保育所等に入れなかったことを理由とする育児休業給付金の支給対象期間延長手続きが変わります。

育児休業給付金の支給期間延長手続きの際は、保育施設等の利用申込書の写しが必要となりますので、**該当する方は必ず申込書の写しをとり保管しておいてください。（オンライン申請の方は控えをダウンロードする等）** ※一度受付した申込書類は、お返しできません。

詳しくは厚生労働省 HP

「育児休業給付金の支給対象期間延長手続き」→→→



認可外保育施設等について

乳幼児を保育することを目的とする施設で認可保育施設でない施設の総称をいいます。
具体的なサービス内容については、各施設に直接ご確認ください。

令和8年9月18日時点の情報です。宮古島市ホームページに掲載されています。

施設の名称	住所	電話	受入時間
windowズ留学センター	宮古島市平良字東仲宗根421-4 グランドリバーマンション1F	72-3513	月～金 7:30～18:00
アットホームこころ保育園 (企業主導型保育施設)	宮古島市平良字下里2793-1	75-5588	月～土 7:30～18:30
うららか保育園 (企業主導型保育施設)	宮古島市平良字東仲宗根770-5	79-6434	月～土 7:00～20:00
うららか保育園bby (企業主導型保育施設)	宮古島市平良字東仲宗根757-28	79-6434	月～土 7:00～20:00
たけあら保育園 (企業主導型保育施設)	宮古島市下地字上地634-5	74-7879	月～土 7:30～18:30
まつばら保育園 (企業主導型保育施設)	宮古島市平良字松原1123-7	79-7871	月～土 7:30～18:30
リハビリ温泉病院託児室 (事業所内施設/従業員のみのみ)	宮古島市平良東仲宗根添1898-7	73-0800	8:30～17:30
一時預かり保育所tetote (一時預かり保育施設)	宮古島市平良字下里1326-1	79-0413	7:00～19:00
キッズステーション ルピナス (一時預かり保育施設)	宮古島市平良字西里812-13 2F	070-9121-3174	通常 7:00～19:00 時間外 19:00～24:00
ベビーマスターサービス シーキッズ (一時預かり保育施設)	宮古島市平良字久貝249-1 1F	090-8290-0894	通常 8:00～18:00 時間外 18:00～21:00
キッズパーク YARABI (一時預かり保育施設)	宮古島市下地字嘉手苅283-1	090-4289-2462	9:00～16:00
一時預かり ししまきっす	宮古島市平良字下里1326-1	79-6761	7:00～22:00
宮古島ベビーシッターI.R.O (居宅訪問型)		080-2730-6762	通常 8:00～17:00 時間外 17:00～24:00
n.o (居宅訪問型)		090-6999-5030	通常 7:00～17:00 時間外 17:00～ 7:00
Little hands (居宅訪問型)		080-6394-1226	月～土 9:00～17:00
SUN SEED (居宅訪問型)		090-6862-1549	9:00～18:00
minaliss (居宅訪問型)		090-6863-1130	月～土 8:30～18:00
ベビーシッター こあら (居宅訪問型)		080-3432-2295	通常 8:00～17:00 時間外 17:00～ 8:00
Baby Island (居宅訪問型)		090-8449-8472	8:00～22:00
宮古島ベビーシッター ぷからず (居宅訪問型)		080-5369-8296	8:00～17:00
中島 芽梨 (居宅訪問型)		090-9366-9360	8:00～16:00

※個人の居宅訪問型保育事業者の住所は掲載しておりません。

企業主導型・・・企業が設置する保育施設で地域枠と従業員枠がある

居宅訪問型・・・保育を必要とする乳幼児の居宅において保育をおこなう

一時預かり保育・・・一時的に保育を必要とする乳幼児を預かる

